

琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、大津市、草津市、守山市、栗東市、中主町及び野洲町を対象として、専門的な学識経験等に基づく助言をいただきながら、琵琶湖沿岸及び野洲川の洪水被害の回避・軽減を目指し、流域の住民自らが被害を回避・軽減できるような各種の流域対策について検討を行うものとする。

(協議会)

第3条 協議会には会長を置き、それぞれの委員の互選によって、これを定めるものとし、協議会の委員構成は別紙のとおりとする。

- 2 会長は、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会長は、協議会の下部組織として、行政機関の担当者によるワーキンググループを設けることができる。
- 5 行政委員は、出席できない場合は、代理を立てることとする。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、国土交通省琵琶湖河川事務所調査課、滋賀県土木交通部河港課に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成16年 8月 3日から施行する。

委員構成

(学識者：五十音順、市：市町コード順、敬称略)

区分	所属	官職	氏名	備考	
学識委員	京都大学大学院農学研究科 (分野：水資源利用工学)	教授	かわち としひこ 河地 利彦		
	京都大学防災研究所 (分野：洪水災害)	教授	たから かおる 寶 馨	会長	
	京都大学防災研究所 (分野：地域・都市計画)	教授	た た の ひろかず 多々納 裕一		
行政委員	大津市	助役	きとう けん 佐藤 賢		
	草津市	助役	やまざき かんじ 山崎 寛治		
	守山市	助役	おくむら いきお 奥村 勲		
	栗東市	助役	よしおが たけひこ 吉岡 武彦		
	野洲市	助役	かわじり りょうじ 川尻 良治		
	水資源機構	琵琶湖開発総合管理所	所長	いずみだ たけひろ 泉田 武宏	
	国土交通省	琵琶湖河川事務所	所長	かわむら けんじ 河村 賢二	(事務局)
	滋賀県	県民文化生活部 土地対策室	室長	やまわき おさむ 山脇 治	
		県民文化生活部 総合防災課	課長	むらき やすお 村木 安雄	
		琵琶湖環境部 水政課	管理監	ふるかわ げんじろう 古川 源二郎	
		農政水産部 農政課	課長	てらだ はるお 寺田 治雄	
		農政水産部 耕地課	課長	いずみ みねかず 泉 峰一	
		農政水産部 農村振興課	課長	まつむら しんぞう 松村 真三	
		土木交通部 河港課	課長	うえだ あきら 植田 彰	(事務局)
		土木交通部 都市計画課	技監	くろさき みちお 黒崎 道雄	
		土木交通部 住宅課	課長	しみず れいこ 清水 礼子	
	土木交通部 建築課	課長	ひらお まさよし 平尾 政良		

平成17年12月1日現在